



養父市一般不妊治療費助成事業のご案内



養父市では、不妊治療の段階に応じ、一般不妊治療と特定不妊治療の2つの助成事業を設けております。一般不妊治療費助成事業は、不妊検査又は治療を受けた場合に、費用の一部を助成しています。「もしかして不妊かも？」とお悩みの方は、夫婦そろって、不妊検査からスタートしてみませんか？
※なお、体外受精・顕微授精（特定不妊治療）の助成は「特定不妊治療費助成事業」です。

対象者	<p>※1から3のすべてに該当する夫婦</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般不妊治療をした期間及び申請日時点で市内に住所を有し、法的に婚姻している。 2 いずれかの医療保険に加入している。 3 他の地方公共団体から助成を受けていない。
助成対象	<p>夫婦（どちらか一方でも可）が受けた不妊検査・一般不妊治療に係る費用のうち、医師が認めたもの</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険の適用の有無は問いません。 ・令和2年4月1日以降に検査・治療を開始していること。 ・院外処方については、領収書がある場合のみ含めることができます。 <p>【対象となる一般不妊治療の例】</p> <p>タイミング療法・薬物療法、人工授精など（この他、医師が認めた検査・治療は対象となります）</p>
助成額	<p>医療保険適用の有無を問わず、不妊検査・一般不妊治療に支払った費用のうち、一年度当たり5万円を上限に助成 ※一年度当たり1回限り申請</p>
受付期間	<p>1月から12月診療分は、同年4月1日から翌年3月31日までの間に申請してください。</p> <p>※令和2年度の一般不妊治療に係る年度については、4月から12月診療分まで。</p>
対象医療機関	<p>国内の医療機関</p>
申請書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 養父市一般不妊治療費助成事業申請書兼請求書 2 養父市一般不妊治療受診等証明書 3 本人負担額を確認できる領収書等の写し 4 （院外処方がある場合のみ）院外薬局が発行する領収書の写し（レシート不可） 5 健康保険証等の写し（治療した方） <p>※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング（黒で塗りつぶし）したもの</p>
必要書類の入手	<p>健康課またはホームページ</p>
申請窓口	<p>養父市役所健康福祉部健康課</p>
支給方法	<p>承認決定通知後、申請者の指定口座へ振込み</p>



【お問合せ】

養父市八鹿町八鹿 1675

養父市役所健康福祉部健康課

TEL 079-662-3167